

横浜市西区地区センターの指定管理者公募要項等に関する質問・回答

令和8年6月12日

西区地域振興課

資料名等	施設名等	ページ・項目	質問内容	回答
1 公募要項	共通	16ページ (3) 審査及び選定 の手続について	プレゼンテーション方法について質問します。事前に提出した応募書類の他に、提案の概要等をまとめた説明資料を席上配布し、それに基づきプレゼンテーションを行うことは可能でしょうか。また、パソコン、プロジェクターの使用は可能でしょうか。可能な場合、パソコンは当方のものを持参しますが、プロジェクター、スクリーン、電源ケーブル等も当方で用意する必要があるか、あるいは貴区でご用意いただける機器等があるか、御教示ください。	面接審査時に、持参された書類等を席上配布することはできません。 面接審査では、提案書説明の補助として、説明資料等を大型モニター画面に表示することを可能とします。 なお、既に提出している提案書に記載の無い提案内容を盛り込んだり、提案書から逸脱した内容の説明はできません（仮にそのような説明があった場合は当該追加提案あるいは説明を評価対象にいたしません）。 使用するモニター及びPC（ケーブル含む）は区でセッティングしたものを御使用いただく予定です。 面接審査の詳細は、応募者に別途ご連絡します。
2 公募要項（関連資料）	戸部コミュニティハウス・浅間コミュニティハウス、平沼集会所	8ページ 2(5) 利用者サービス向上、利用促進等の取組	無料施設においては増収策が非常に限られています。が、利用料金以外の収入（団体登録の際の登録料等）を新たに設定することは可能でしょうか。	施設の利用料金は、地方自治法に基づき条例の定めにより設けられるものであり、カラオケ設備等ランニングコストの使用者実費負担を除き、施設利用に関連して利用料金以外の収入を得ることはできません。なお、指定事業、自主事業については、公募要項に記載の通り一定の条件のもと収入を得ることは可能です。
3 令和9年度収支予算書（兼指定管理料提案書）	各施設	区指定上限額	各施設の指定上限額の基準日はいつでしょうか。仮に令和8年4月1日であれば、選定後に締結する基本協定において「指定管理施設運営ガイドライン」に基づく8年度中の人件費・物価上昇スライドによる上昇分を反映していただけるのでしょうか。あるいは提案金額において8年度中の物価・人件費の上昇分を見込んで積算すべきなのかご教示願います。	指定上限額には、令和8年度の当初指定管理料と同水準の額を計上しています。本公募提案時においては、「区指定上限額」の範囲内で収支計画を作成してください。 （令和9年度以降の最終的な指定管理料については、今後の状況を踏まえ必要となる、賃金スライド、物価スライド等の対応を、別途行います。）
4 令和9年度収支予算書（兼指定管理料提案書）	戸部コミュニティハウス	区指定上限額	当団体では施設規模・設備内容等に応じて常勤職員・時給職員を配置し、利用者にとって安全で快適な施設運営を図っているところです。当団体が必要と考える人員配置を踏まえた積算に比して、提示された上限額が著しく低い施設があるが、上限額の積算の概要はお示しいただけますか。	質問3回答の通りです。
5 令和9年度収支予算書（兼指定管理料提案書）	戸部コミュニティハウス	区指定上限額	一部の施設において、令和7年度の決算額よりも低い上限額が設定されています。1人勤務館において経費を大幅に削減するには勤務時間の削減、すなわち開館時間の削減が必要となります。今回の募集は、当該施設の開館時間や開館日の見直しなど、抜本的な運営方法の見直しの提案を求めていると理解してよろしいのでしょうか。	区指定上限額の考え方は、質問3回答の通りです。 開館時間及び開館日数等の見直しは予定していません。 なお、確認した限りでは、令和7年度決算額より区指定上限額が低い施設はありませんでした。